

# たかやま特許商標事務所 国内基準料金表

【顧問先以外】

2024/4/1改訂

## たかやま特許商標事務所

 弁理士 高山 嘉成  
 〒399-9301長野県北安曇郡白馬村北城836-45  
 TEL:080-8347-4399 FAX: 050-3588-8106  
 Email: takapat@shore.ocn.ne.jp

本基準料金表記載の料金は、全て税別であり、特段の記載のないかぎり1件分の料金です。  
 実費が発生した場合は、本料金表に記載がない場合であっても、実費分をご請求いたします。

## 特許・実用新案

### ご相談

#### ◆WEB会議での相談

相談料	初回無料 2回目以降 ¥5,000 /15分
	※手続に伴う打ち合わせは、2回目以降も無料

#### ◆来所相談 (弊所にお越し頂く場合)

相談料	¥20,000 /1時間
-----	--------------

#### ◆出張相談 (弊所弁理士がお客様のところにお伺いする場合)

相談料	¥20,000 /1時間
交通費	実費

### 特許調査

※文献数などによる増減がありますので、下記の料金はあくまでも目安額となります。  
 ご依頼時に正式な御見積書を提示いたします。  
 ※最先端分野・電気分野・化学分野・バイオ分野など、弊所では調査できない分野がございます。

#### ◆先行技術調査(目安)

##### ■日用品分野

先行技術文献調査手数料	¥92,000
-------------	---------

##### ■機械分野

先行技術文献調査手数料	¥115,000
-------------	----------

##### ■ソフトウェア・ビジネスモデル分野

先行技術文献調査手数料	¥172,500
-------------	----------

##### ■電気分野

先行技術文献調査手数料	¥172,500
-------------	----------

※コピー代(10円/枚)や特許庁用印紙が必要な場合は、実費分を加算させていただきます。

#### ◆侵害予防調査(目安)

##### ■日用品分野

調査手数料(文献取寄手数料込み)	¥230,000
------------------	----------

##### ■機械分野

調査手数料(文献取寄手数料込み)	¥460,000
------------------	----------

##### ■ソフトウェア・ビジネスモデル分野

調査手数料(文献取寄手数料込み)	¥690,000
------------------	----------

※コピー代(10円/枚)や特許庁用印紙が必要な場合は、実費分を加算させていただきます。

## 特許出願・実用新案登録出願

### ◆特許出願(実用新案登録出願)基本料金

基本出願手数料	¥224,250
請求の範囲作成料	¥6,900 × 請求項数
明細書作成料	¥6,900 × 明細書枚数
図面作成料	¥6,900 × 図面数
要約書作成料	基本出願手数料に込み
審査請求時期管理手数料	¥5,750 (実用新案の場合は不要)
特許庁用印紙代(実費)	¥14,000
(特許)	¥14,000 (出願料)
(実用新案)	+ [¥2,100 + (¥100 × 請求項数)] × 3年(登録料)

※明細書1枚は、40字×50行の形式で、段落番号を含むものとします。

※実用新案の印紙代については、出願料+登録料3年分が出願時に必要となります。

### ◇加算料金 (下記の事情がある場合に、「◆特許出願基本料金」に加算されます。)

#### ■共同出願の場合

共願事務経費	※P9 共同出願の場合 に記載のとおり
--------	---------------------

#### ■依頼から1週間以内に出願する場合

緊急割増料	¥115,000
-------	----------

#### ■新規性喪失の例外適用申請の必要な場合

証明書1件当たり	¥57,500 + コピー代, 送料等実費
----------	-----------------------

## 出願審査請求 (出願～出願後3カ年以内)(特許のみ必要。実用新案は不要。)

### ◆審査請求基本料金

審査請求書提出手数料	¥34,500
特許庁用印紙代(実費)	¥138,000 + 請求項数 × ¥4,000

※上記手数料及び印紙代につきましては、前払いをお願いいたします。

請求項数が確定しない場合は、別途ご相談下さい。

※審査請求前に先行技術調査が必要な場合は、別途御見積致します。

### ◇加算料金 (下記の事情がある場合に、「◆審査請求基本料金」に加算されます。)

#### ■審査請求時に補正する場合

補正書作成手数料	¥44,850 (基本料) + 追加請求項数 × ¥7,475
----------	---------------------------------

※内容により増減致します。

#### ■審査請求料の減免手続を行う場合(減免対象条件を満たす場合のみ手続可能です。)

審査請求料減免手続手数料	¥5,750
--------------	--------

#### ■早期審査請求を行う場合

基本手数料	¥34,500
早期審査事情説明書作成代	1時間 ¥34,500 × 作業時間
郵便代・コピー代等実費分	¥3,450

※早期審査前に先行技術調査が必要な場合は、別途御見積致します。

## 拒絶理由通知に対する応答(中間処理)＜タイムチャージ制＞

### ◆中間処理基本料金

基本手数料	¥44,850
意見書・補正書作成料	1時間 ¥34,500 × 作業時間
郵便代・コピー代等	実費
特許庁用印紙代(実費)	審査請求時より請求項数が増加する場合のみ 増加請求項数 × ¥4,000

◇加算料金 (下記の事情がある場合に、「◆中間処理基本料金」に加算されます。)

#### ■審査官と面談する場合

日当(WEB会議の場合)	1日 ¥46,000
日当(長野から遠方への出張の場合)	1日 ¥115,000
交通費	実費

#### ■依頼から3日以内に応答する場合

緊急割増料	¥115,000
-------	----------

### 特許査定(審決)時 (実用新案の場合不要)

謝金(成功報酬)	¥149,500 (請求項数5項まで) + ¥7,475 × 6項目以降の請求項数
----------	--

※謝金は成功報酬ですので、その後に特許料の納付をしない場合にも発生致します。

## 特許料納付

### ◆特許料納付

特許料納付手数料(納付毎)	¥34,500
特許庁用印紙代(1~3年分)(実費)	{¥4,300 + (¥300 × 請求項数)} × 3年(一括のみ)
特許庁用印紙代(4~6年分)(実費)	¥10,300 + (¥800 × 請求項数) (年単位)
特許庁用印紙代(7~9年分)(実費)	¥24,800 + (¥1,900 × 請求項数) (年単位)
特許庁用印紙代(10年~20年)(実費)	¥59,400 + (¥4,600 × 請求項数) (年単位)

※特許権を発生させるためには、初回は必ず3年分の特許料納付が必要です。

※上記手数料及び印紙代につきましては、前払いをお願いいたします。

※特殊なケースのみ、25年まで、納付可能。

◇加算料金 (下記の事情がある場合に、上記「◆特許料納付」料金に加算されます。)

■特許料の減免手続を行う場合(減免対象条件を満たす場合のみ手続可能です。)

特許料減免手続手数料	¥5,750
------------	--------

### ◆特許 年金納付期限管理

年金納付期限管理手数料	1年 ¥5,750 (例:3年分管理の場合¥5,750 × 3年)
-------------	-----------------------------------

※既納付年金満期前に、次年度の年金納付要否について、お問い合わせを致します。

年金納付期限管理をお客様ご自身で行う場合(ご依頼なき場合)は本手数料は不要です。

※但し、ご依頼なき場合は弊所にては年金管理を行わず、期限徒過の責任は免責事項と致します。

## 実用新案登録料納付

### ◆実用新案登録料納付

登録料納付手数料(納付毎)	¥34,500
特許庁用印紙代(1~3年分)(実費)	(出願時に出願料と併せて3年分納付済み)
特許庁用印紙代(4~6年分)(実費)	¥6,100 + (¥300 × 請求項数) (年単位)
特許庁用印紙代(7~10年分)(実費)	¥18,100 + (¥900 × 請求項数) (年単位)

※上記手数料及び印紙代につきましては、前払いをお願いいたします。

### ◆実用新案 年金納付期限管理

年金納付期限管理手数料	1年 ¥5,750 (例:3年分管理の場合¥5,750 × 3年)
-------------	-----------------------------------

※既納付年金満期前に、次年度の年金納付要否について、お問い合わせを致します。

年金納付期限管理をお客様ご自身で行う場合(ご依頼なき場合)は本手数料は不要です。

※但し、ご依頼なき場合は弊所にては年金管理を行わず、期限徒過の責任は免責事項と致します。

## 拒絶査定不服審判請求<タイムチャージ制> (特許出願のみ)

基本手数料	¥69,000
審判請求書作成料	1時間 ¥34,500 × 作業時間
郵便代・コピー代等	実費
特許庁用印紙代(実費)	¥49,500 + ¥5,500 × 請求項数

※特許庁印紙代につきましては、前払いをお願いいたします。

請求項数が確定しない場合は、別途ご相談下さい。

**※特許無効審判・特許異議申立は、別途御見積致します。**

特許・実用新案関係 以上

## 意匠

### ご相談

#### ◆WEB会議での相談

相談料	初回無料 2回目以降 ¥5,000 /15分 ※手続に伴う打ち合わせは、2回目以降も無料
-----	---

#### ◆来所相談 (弊社にお越し頂く場合)

相談料	¥20,000 /1時間
-----	--------------

#### ◆出張相談 (弊社弁理士がお客様のところにお伺いする場合)

相談料	¥20,000 /1時間
交通費	実費

### 意匠調査

\* 別途御見積致します。

### 意匠出願

#### ◆意匠出願基本料金

基本出願手数料	¥115,000
図面／写真作成料	実費(別途お見積致します。)
通信費(切手・FAX代等)	実費
コピー代・用紙代	基本出願手数料に込み
特許庁用印紙代(実費)	¥16,000

#### ◇加算料金 (下記の事情がある場合に、「◆意匠出願基本料金」に加算されます。)

##### ■依頼から1週間以内に出願する場合

緊急割増料	¥115,000
-------	----------

##### ■新規性喪失の例外適用申請の必要な場合

証明書作成1通あたり	¥57,500 +コピー代・送料等(実費分)
------------	------------------------

##### ■分割・補正却下後新出願をする場合

出願手数料加算料	¥115,000
----------	----------

##### ■変更出願(特・実から変更)する場合

出願手数料加算料	¥115,000
----------	----------

##### ■特徴記載書の提出が必要な場合

特徴記載書作成手数料	¥23,000
------------	---------

##### ■秘密意匠請求を行う場合 (\*登録料納付時にも請求できます。)

特許庁用印紙代(実費)	¥5,100
-------------	--------

## 拒絶理由通知に対する応答(中間処理) <タイムチャージ制>

### ◆中間処理基本料金

基本手数料	¥44,850
意見書・補正書・協議の結果届作成料	1時間 ¥34,500 × 作業時間
郵便代・コピー代等	実費

◇加算料金 (下記の事情がある場合に、「◆中間処理基本料金」に加算されます。)

### ■審査官と面談する場合

日当(WEB会議の場合)	1日 ¥46,000
--------------	------------

日当(長野から遠方への出張の場合)	1日 ¥115,000
交通費	実費

### ■依頼から3日以内に応答する場合

緊急割増料	¥115,000
-------	----------

## 登録査定(審決)時

謝金(成功報酬)	¥97,750
----------	---------

※謝金は成功報酬ですので、その後に登録料の納付をしない場合にも発生致します。

## 登録料納付

### ◆登録料納付

登録料納付手数料(納付毎)	¥34,500
特許庁用印紙代(1~3年分)(実費)	¥8,500 (年単位)
特許庁用印紙代(4~10年分)(実費)	¥16,900 (年単位)
特許庁用印紙代(11~15年分)(実費)	¥16,900 (年単位)
特許庁用印紙代(16~20年分)(実費)	¥16,900 (年単位) *16~20年については平成19年(2007年)4月1日以降の出願のみ
特許庁用印紙代(21~25年分)(実費)	¥16,900 (年単位) *21~25年については令和2年(2020年)4月1日以降の出願のみ

※意匠権を発生させるためには、最低1年以上の登録料の納付が必要です。

※上記手数料及び印紙代につきましては、前払いをお願いいたします。

※秘密意匠請求を行う場合は、特許庁用印紙代¥5,100(実費)が別途必要となります。

### ◆年金納付期限管理

年金納付期限管理手数料	1年 ¥5,750 (例:3年分管理の場合¥5,750×3年)
-------------	---------------------------------

※既納付年金満期前に、次年度の年金納付要否について、お問い合わせを致します。

年金納付期限管理をお客様ご自身で行う場合(ご依頼なき場合)は本手数料は不要です。

※但し、ご依頼なき場合は弊所にては年金管理を行わず、期限徒過の責任は免責事項と致します。

## 拒絶査定不服審判請求<タイムチャージ制>

## 補正却下不服審判請求<タイムチャージ制>

基本手数料	¥69,000
審判請求書作成料	1時間 ¥34,500 × 作業時間
郵便代・コピー代等	実費
特許庁用印紙代(実費)	¥55,000

※特許庁印紙代につきましては、前払いをお願いいたします。

※意匠登録無効審判は、別途御見積致します。

意匠関係 以上

## 商標

### ご相談

#### ◆WEB会議での相談

相談料	初回無料 2回目以降 ¥5,000 /15分 ※手続に伴う打ち合わせは、2回目以降も無料
-----	---

#### ◆来所相談 (弊所にお越し頂く場合)

相談料	¥20,000 /1時間
-----	--------------

#### ◆出張相談 (弊所弁理士がお客様のところにお伺いする場合)

相談料	¥20,000 /1時間
交通費	実費

### 商標調査

商標調査費用	1類似群コードあたり ¥34,500 2類似群コード以上は、別途御見積致します。
特許庁用印紙代(実費)	原簿や包袋取り寄せが必要な場合のみ

### 商標出願

#### ◆商標出願基本料金

出願手数料	¥72,450 + ¥27,600 × 2区分以降の区分数
特許庁用印紙代(実費)	¥12,000 + ¥8,600 × 2区分以降の区分数

#### ◇加算料金 (下記の事情がある場合に、「◆商標出願基本料金」に加算されます。)

##### ■早期審査請求を行う場合

早期審査事情説明書作成代	¥74,750
郵便代・コピー代等実費分	¥3,450

### 拒絶理由通知に対する応答(中間処理) <タイムチャージ制>

#### ◆中間処理基本料金

基本手数料	¥34,500
意見書・補正書作成料	1時間 ¥34,500 × 作業時間
郵便代・コピー代 等	実費
有料データベース使用料・資料取寄せ代	実費

### 登録査定(審決)時

謝金(成功報酬)	¥59,800 + ¥44,850 × 2区分以降の区分数
----------	-------------------------------

※謝金は成功報酬ですので、その後に登録料の納付をしない場合にも発生致します。

### 登録料納付 (※商標権を発生させるためには10年分又は5年分の登録料の納付が必要です)

#### ◆登録料納付(10年分全額納付の場合)

登録料納付手数料(納付毎)	¥34,500
特許庁用印紙代(実費)	¥32,900 × 区分数

※上記手数料及び印紙代につきましては、前払いをお願いいたします。

#### ◆登録料納付(分納の場合:前期5年・後期5年)

登録料納付手数料(納付毎)	¥34,500
特許庁用印紙代(実費)	¥17,200 × 区分数 (各期とも)

※上記手数料及び印紙代につきましては、前払いをお願いいたします。

## ◆年金納付期限(存続期間更新)管理

年金納付期限(存続期間更新)管理手数料	¥5,750/1年 (10年分又は5年分をまとめてご請求)
---------------------	-------------------------------

※既納付年金(存続期間更新)満期前に、次回の更新要否について、お問い合わせを致します。

期限管理をお客様ご自身で行う場合(ご依頼なき場合)は本手数料は不要です。

※但し、ご依頼なき場合は弊所にては期限管理を行わず、期限徒過の責任は免責事項と致します。

## 存続期間更新

### ◆存続期間更新(10年分全額納付の場合)

存続期間更新手数料(手続毎)	¥57,500
特許庁用印紙代(実費)	¥43,600 × 区分数

※上記手数料及び印紙代につきましては、前払いをお願いいたします。

### ◆存続期間更新(分納の場合:前期5年・後期5年)

存続期間更新手数料(手続毎)	¥57,500
特許庁用印紙代(実費)	¥22,800 × 区分数 (各期とも)

※上記手数料及び印紙代につきましては、前払いをお願いいたします。

## 拒絶査定不服審判請求<タイムチャージ制> 不使用取消審判請求<タイムチャージ制>

基本手数料	¥69,000
審判請求書作成料	1時間 ¥34,500 × 作業時間
郵便代・コピー代等	実費
有料データベース使用料・資料取寄代	実費
特許庁用印紙代(実費)	¥55,000 + ¥40,000 × 2区分以降の区分数

※特許庁印紙代につきましては、前払いをお願いいたします。

区分数が確定しない場合は、別途ご相談下さい。

※商標登録無効審判・登録異議申立は、別途御見積致します。

商標関係 以上



## 特・実・意・商 共通手続

### 共同出願の場合

共同出願の場合の加算金(1件あたり)

共願事務経費	全体の手数料の30%
--------	------------

### 方式補正

基本手数料	¥34,500
郵便代・コピー代等	実費

### その他の手続

#### ◆出願人名義変更届(登録前)

出願人名義変更届作成手数料	¥115,000
郵便代・コピー代等	実費
特許庁用印紙代(実費)	¥4,200 (1件あたり)

#### ◆移転登録申請(登録後)

移転登録申請書作成手数料(登録後)	¥115,000
郵便代・コピー代等	実費
特許庁用印紙代(実費)特許	¥15,000 (1件あたり)
特許庁用印紙代(実費)実用新案・意匠	¥9,000 (1件あたり)
特許庁用印紙代(実費)商標	¥30,000 (1件あたり)
特許庁用印紙代(登録事項取寄)	¥1,200 (変更前・変更後)(1件あたり)

#### ◆識別番号の住所変更届

識別番号の住所変更手数料	
包括委任状が有る場合	¥23,000
包括委任状が無い場合	¥46,000

#### ◆登録名義人の表示変更登録申請

登録名義人の表示変更登録申請書作成手数料	¥57,500
事務経費	¥11,500 (1件あたり)
郵便代・コピー代等	実費
特許庁用印紙代(実費)	¥1,000 (1件あたり)
特許庁用印紙代(登録事項取寄)	¥1,200 (変更前・変更後)(1件あたり)

#### ◆代理人受任届(中途受任) (1件あたり)

代理人受任届作成手数料	¥28,750
郵便代・コピー代・特許庁用印紙代等	実費

#### ◆ファイル記録事項の閲覧請求 (1件あたり)

ファイル記録事項の閲覧請求手数料	¥11,500
特許庁用印紙代(実費)	¥600

※中途受任のときは含まず。

#### ◆登録事項の閲覧請求 (1件あたり)

登録事項の閲覧請求手数料(登録原簿)	¥11,500
特許庁用印紙代(実費)	¥600

※移転登録申請、表示変更登録申請のときは含まず。

※上記に記載のない手続につきましては、別途ご相談下さい。

特・実・意・商 共通手続 以上

## 知的財産権一般

### ご相談

#### ◆WEB会議での相談

相談料	初回無料 2回目以降 ¥5,000 /15分
※手続に伴う打ち合わせは、2回目以降も無料	

#### ◆来所相談 (弊社にお越し頂く場合)

相談料	¥20,000 /1時間
-----	--------------

#### ◆出張相談 (弊社弁理士がお客様のところにお伺いする場合)

相談料	¥20,000 /1時間
交通費	実費

### 顧問契約

顧問料	1ヶ月 ¥50,000 ~
顧問料(優良企業様)	1ヶ月 ¥100,000 ~
公報配信サービスを追加する場合	顧問料+(公報配信サービス料) ¥2,500 ~

### 警告書作成・訴訟対応・他社交渉・税関手続等

\* 別途御見積致します。  
※基本的には、弁護士と一緒に業務を進めます。

### 外国出願(PCT,マドプロ,各国直接出願等)

\* 別途御見積致します。  
\* 提携先の国際特許事務所に依頼する場合があります。

### その他

日当(長野から遠方へのお出張の場合)	1日 ¥115,000
旅費	実費
宿泊費	実費

知的財産権一般 以上

## ご注意事項

※ご依頼前に下記を必ずご確認ください、ご不明点はお問い合わせ下さい。  
ご依頼をもちまして下記事項にご同意頂いたものとさせていただきます。

- 本基準料金表記載の料金は、全て税別であり、特段の記載のないかぎり1件分の料金です。
- 本基準料金表は、あくまでも、参考であり、顧問契約の有無、年間依頼数、依頼人様の資力、難易度等によって実際の設定料金は増減致します。実際の設定料金は、依頼人様と協議の上、決定致します。
- 本基準料金表は、法改正や経済事情によって一方的に改訂することがあります。
- 基準料金表の改訂があった場合、御請求にあたっては、原則的には、最新の基準料金表に従うことと致します。
- 特許庁への手続きにおきまして、上記以外に手数料が発生する手続きがございます。
- 基本的には、特許庁への手続きの度に手数料が発生します。
- 料金表に記載がない手続きに関しましては、ご依頼人様と協議の上、難易度等を考慮して、適切な料金を設定させていただきます。
- 実費面に関しましては、上記以外の実費料金が発生する可能性がございます。
- 中途受任の場合、上記基準料金表に準じて料金を決定致します。
- 弁理士法の倫理規定により、利益相反の問題が生じる場合、ご依頼をお断りしなければならない場合がございます。
- 代理人弁理士が突然の事故による重傷・重大疾病・死亡により長期間執務不能の状態となった場合、継続中の案件につきましては、代理人辞任手続きをとり、担当秘書より現在の進捗状況を報告し、必要な情報をご依頼人様に送付して、委任契約を終了することと致します。
- 代理人弁理士が突然の事故による重傷・重大疾病・死亡により長期間執務不能の状態となった場合、既に頂いている年金納付期限管理手数料については返還致しません。担当秘書より直近の年金納付期限を報告し、年金納付期限管理の委任契約を終了することとします。
- ご依頼人様の事情により代理人を解任される場合、既に頂いている料金は返還致しません。(未処理案件の前払い印紙代は除く)
- ご依頼人様の事情によりご依頼を途中でキャンセルされる場合、既に発生している作業量に応じたキャンセル料が発生します。
- その他、予期せぬ事態が生じた場合、適宜、誠実に対応致します。

以上